

監 査 委 員

6年監査公表第1号

令和5年度に執行した監査の結果（令和5年6月30日から令和5年9月29日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月8日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 総務部

府有資産活用課

(指摘)

変更契約に係る予定価格調書の作成日を誤記していたもの

(措置の内容)

監査の指摘を受けて直ちに課内で指摘事項を周知した。また、予定価格調書の作成を必要とする案件については、可能な限り見積書との照合を時間に余裕を持って行えるよう計画的な執行に努め、記載事項に誤りや漏れがないよう十分確認するとともに、金額が大きい随意契約や変更契約など、人為的なミスが生じやすいと考えられる案件の起案を回す際には、決裁ルート上の職員も手順を確認することができるよう「随意契約ナビシート」を活用するよう注意喚起を行った。

また、契約事務に関する制度改正に適切に対

応することができるよう、会計課が実施する会計事務担当者研修や、指導検査課が実施する建設工事入札・契約担当者会議に参加し、職員の事務処理能力の向上に努めることとした。

(指摘)

入札保証金に係る収入手続が適正でないもの  
(措置の内容)

監査の指摘を受けて直ちに課内で指摘事項を周知した。また、会計規則等根拠法令を改めて確認するとともに、令和5年11月に実施した府有地売払い一般競争入札から入札当日業務マニュアルを見直し、会計規則に則った入札保証金収納手続を行った。

(2) 総合政策環境部

① 情報政策課

(指摘)

遅延利息の請求を行っていなかったもの  
(措置の内容)

直ちに同様の事例がないことを確認するとともに、必要な手続や根拠法令等を再確認の上、相手方に対して遅延利息の徴収を実施した。

今後は、所属内での収入事務について、収納スケジュールや収納状況の管理を徹底するとともに、事務処理の際の複数チェックを徹底することで、再発防止に努めることとした。

② 循環型社会推進課

(指摘)

納入義務者及び調定額等を誤っているもの  
(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知するとともに、適正な歳入科目で受け入れることを確認した。また、債権差押通知書等の教示文等の必要な記載事項やその他認識しておくべき点についても、根拠法令等を確認した。

今後、同様の事務処理に当たっては、会計処理を誤ることがないように関係課と十分調整して適切に対応するとともに、債権差押通知書等の作成に当たっては、教示文等の必要な記載事項やその他認識しておくべき点について、その都度、根拠法令等を確認することとし、再発防止を徹底することとした。

(3) 健康福祉部

① こども・青少年総合対策室

(指摘)

保育士登録手数料の収入年度を誤っていたもの  
(措置の内容)

監査終了後、室内関係係に指摘事項の説明を行い、適切な事務処理についての共通理解を図った。

今後は、会計事務に係る研修への参加、会計事務チェックポイントの活用等により、職員が制度理解を深めることとし、収入年度を誤らな

いよう、出納整理期間前等の時期に注意喚起を行い、複数職員による確認を徹底することで再発防止を図る体制を構築するとともに、異動時等の引継ぎを徹底することとした。

② 高齢者支援課

(指摘)

補助金を過大に交付していたもの

(措置の内容)

他に同様の誤りがないことを確認の上、指摘事例について補助金の再確定処理を行い、令和5年10月に過大に交付していた補助金の返還を受けた。

また、再発防止のため、審査体制を強化するとともに、申請様式に申請金額の小計欄を設けるなどの見直しを行った。

(4) 教育委員会

① 教職員企画課

(指摘)

未収金の債権管理が不十分なもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、担当係内で適切な事務処理についての共通理解を図り、早期回収となるよう進行管理を徹底し、遅滞なく督促状の発行を行うこととした。

また、長期滞納となった未収債権の管理については、時効の到来を考慮した法的措置も視野に入れて債権回収に努めることとした。

② 学校教育課

(指摘)

原稿料に係る所得税を過大に徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了直後の係会議で議題にして係内に共通認識を図り、他に同様の事例がないか確認を行うとともに、令和5年8月に相手方に追加支出した。

今後は、委員、講師等に報酬や謝金を支払う際は支出する節と適用する所得税の源泉徴収税額表をしっかりと確認するとともに、伝票起票の際は複数体制でチェックすることとした。

③ 保健体育課

(指摘)

謝金等を誤払いしたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図るとともに、各学校の競技指導担当者に対しても実績報告書の内容確認を徹底するよう注意喚起を行った。

今後は、事業担当者と競技指導担当者において、計画変更の事前連絡及び実績報告書の内容確認を徹底し、連携を強化するとともに、12月開催の事業実施に係る関係者会議において改め

て注意喚起を行い、再発防止に努めることとした。